

# 協議第19号関係

## 説明資料

## 地方税の概要

### 1 市町村民税

市町村民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、その概要は、次のとおりとなっている。

#### (1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等が同じであるため、納税義務者の便宜を図る観点から、市町村がこれらを合わせて課税している。

##### 均等割

均等割は、所得金額の多少に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が2,500円、その他の市町村が2,000円となっている。(個人県民税の税率は、1,000円。)

なお、3町にあっては、全て標準税率を適用しているが、新市になった場合に標準税率を適用すると、税率が2,000円から2,500円に引き上げとなる。

##### 所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。(個人県民税は、700万円までの部分が2%、700万円超の部分が3%。)

なお、3町にあっては、全て標準税率を適用している。

標準税率：地方団体が課税する場合に、「通常よるべき税率」として法定されている税率。

#### (2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

##### 均等割

均等割は、所得の有無に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は、標準税率の1.2倍までとなっている。(法人県民税の税率は、資本等の金額に応じて、5段階。)

なお、3町にあっては、全て制限税率を適用している。

##### 法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%、までとなっている。(法人県民税の税率は、資本(出資)金額が1億円を超える法人、法人税額が年1,000万円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社が5.8%、その他の法人が5%。)

なお、3町にあっては、全て制限税率を適用している。

制限税率：地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法定されている税率。

## 2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は、1.4%、制限税率は、2.1%となっている。

なお、3町にあつては、全て標準税率を適用している。

## 3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、種別、総排気量等に応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準課税の1.2倍までとなっている。

## 4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定税率となっており、平成15年7月1日より1,000本につき、2,977円、(旧三級品の紙巻たばこは1000本につき1,412円)となっている。

## 5 特別土地保有税

特別土地保有税は、未利用地の有効活用を促進することを目的とする税金であり、1月1日において市町村内に一定規模以上の土地を保有する者及び1月1日又は7月1日前1年以内に市町村内の土地を一定規模以上取得した者に対して課税する。

税額は、保有分にあつては、保有する土地の取得価格に一定税率である1.4%を乗じたものから固定資産税相当額を控除することにより、取得分にあつては、取得した土地の取得価格に一定税率である3%を乗じたものから不動産取得税相当額を控除することにより、算定する。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率。

ただし、現下の経済状況をふまえ、平成15年度以降の特別土地保有税については、新たな課税は行われないことになった。

## 6 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てられる目的税であり、1月1日において市町村内の市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する。

税額の策定方法等は、固定資産税と概ね同じであり、制限税率は、0.3%となっている。

なお、3町のうち、都市計画税を課税しているのは、大平町のみであり、その税率は0.2%となっている。

## 地方税の取扱いに関する法令

### 市町村の合併に関する法律（昭和40年法律第6号）

#### （地方税の不均一課税）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

### 地方税法（昭和25年法律第226号）

#### （地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

#### （地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をす  
るには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定め  
ることができる。

#### （市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収  
すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りで  
ない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

（第3項から第5項 省略）

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

## 先進事例

### あきる野市

2市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

個人市民税は、標準税率を採用する。但し、個人均等割は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く2年度は現行の税率を採用する。

法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。

軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。

都市計画税は、税率0.27パーセントを採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町村の例による。

特別土地保有税は、秋川市の例による。

### 篠山市

4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。

軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。

イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

### 西東京市

2市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

ア 資本金が一億円以下の法人等 100分の12.3

イ 資本金が一億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5

都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

## さいたま市

個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。

法人市民税については、現行のとおりとする。

固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。

軽自動車税については、現行のとおりとする。

市たばこ税については、現行のとおりとする。

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から 6 月を経過する月以降課税区域となる。

都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。

減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。